

○学生の自動車による登学の取扱い

昭和42年10月26日

合同教授会制定

学生の自家用車による登学を禁止する。ただし、特別の事情があるものは、学生部長に願い出て許可証を受け、大学の所定の場所に駐車しなければならない。なお、科目等履修生、研究生、聴講生及び研修生についても、この取扱いを準用する。

附 則

この取扱いは、昭和42年10月26日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和50年10月23日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和62年2月13日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和62年6月25日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成5年5月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。